　お知らせ

入札参加者の皆様へ

電子契約について

中種子町では，ＤＸ推進の観点から，落札者に承諾いただける場合，電子契約による契約締結とさせていただきます。電子契約には，契約当事者双方の印刷・製本・押印・持参（郵送）の手間及びコストの削減だけでなく，**印紙税が不要**といったメリットもあります。

電子契約による契約締結に承諾いただける場合は，「電子契約利用申出書」に必要事項をご記入のうえ，指定された提出期限までに，担当課のメールアドレス宛にデータ添付にてご提出ください。

電子契約利用申出書提出先：

**電子契約フロー**

　　　　発注者（中種子町）　　　　　　　　　　　　 受注者

電子メール

電子メール

電子メール

電子メール

電子契約システム（クラウドサイン）

**電子契約利用申出書**

　中種子町と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において，利用するメールアドレスは，次のとおりです。

【確認者1】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者 | 役職 |  | 氏名 |  |
| メールアドレス |  | | | |

【決裁者１】　※必要に応じて確認者を２名まで設定できます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約締結権限者 | 役職 |  | 氏名 |  |
| メールアドレス |  | | | |

中種子町長　田渕川寿広　殿

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　案件名

　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

【留意事項】

　※　本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。

　※　電子契約による契約は，紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

　※　メールアドレスは誤りの無いよう，十分ご確認ください。

　※　日付は作成日を記載してください。

　※　建設工事請負契約においては，次の条件に基づき，建設業法第１９条第１項及び２項の規

定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承

諾するものとします。

なお，本承諾後であっても，電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合，申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容，ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて，送信者がＰＤＦファイル形式の書類をアップロードし，契約当

事者が同意することにより，電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電

子署名を付加し，電子メール，サーバー上からダウンロード等により記録する方法等。